

免許法第6条別表第7による必要修得単位数

取得する特別支援学校教諭免許状			一種	二種
必要な教員免許状			特別支援学校教諭二種免許状	幼稚園、小学校、中学校、高等学校教諭の普通免許状
上欄の免許状を取得した後、教員として良好に勤務した最低在職年数			3年(特別支援学校の教員として 1)	3年
特別支援教育に関する科目	一欄	特別支援学校の基礎理論に関する科目	-	1単位以上
	二欄	特別支援教育領域に関する科目	合計3単位以上 視覚障害者、聴覚障害者の場合 取得する免許状に定められる領域の ・心理等に関する科目:1単位以上 ・教育課程等に関する科目:1単位以上 を含む 知的障害者・肢体不自由者・病弱者の場合 取得する免許状に定められる領域の ・心理等に関する科目及び教育課程等に関する科目の内容を含む科目:1単位以上 を含む	合計3単位以上
			心身に障害のある幼児・児童又は生徒の心理・生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児・児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	・同左
	三欄	免許状に定められる特別支援教育領域以外に関する科目	合計2単位以上 視覚障害者・聴覚障害者・知的障害者・肢体不自由者・病弱者のうち免許状に定められることとなる領域以外の全ての領域。 重複障害児及びLD等領域。	合計2単位以上
選択(一欄から四欄の科目)			1単位以上	-
合計			6単位以上	6単位以上

1. 免許状に定められることとなる特別支援教育領域を担当する教員として在職した年数です。
2. 特別支援学校教諭専修免許状については、免許法認定講習での修得単位では授与を受けることはできません。

免許法第5条の2第3項により特別支援学校教員免許状に新教育領域を追加して定める場合の必要修得単位数

所有する特別支援学校教諭免許状			一種		二種	
上欄の免許状を取得した後、教員として良好に勤務した最低在職年数			特別支援学校で1年		特支・幼・小・中・高等学校いずれかで1年	
追加する領域の種類			視覚障害者 聴覚障害者	知的障害者 肢体不自由者 病弱者	視覚障害者 聴覚障害者	知的障害者 肢体不自由者 病弱者
特別支援学校に関する科目	二欄	特別支援教育領域に関する科目	合計4単位以上 追加する領域について、心理等に関する科目から1単位以上、教育課程等に関する科目から1単位以上を含めて、合計4単位以上修得すること。	合計2単位以上 追加する領域について、心理等に関する科目から1単位以上、教育課程等に関する科目から1単位以上を含めて、合計2単位以上修得すること。	合計2単位以上 追加する領域について、心理等に関する科目から1単位以上、教育課程等に関する科目から1単位以上を含めて、合計2単位以上修得すること。	合計1単位以上 追加する領域について、心理等に関する科目及び教育課程等に関する科目の内容を含む科目1単位以上を修得すること。
			心身に障害のある幼児・児童又は生徒の心理・生理及び病理に関する科目	心身に障害のある幼児・児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		
合計			4単位以上	2単位以上	2単位以上	1単位以上

免許状に定められている特別支援教育領域若しくは追加して定められる特別支援教育領域を担当する教員として在職した年数です。

* 単位修得後は、新領域を追加しようとする特別支援学校教諭免許状を授与した都道府県教育委員会へ申請すること。